

(趣旨)

第1条 この規程は、桑名市長の認可を受けた地方独立行政法人桑名市総合医療センター中期計画(以下「中期計画」という。)に基づき、地方独立行政法人桑名市総合医療センターの使用料及び手数料(以下「使用料等」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用料等の額)

第2条 中期計画第8第1項第4号の表及び第5号に規定する理事長が定める額のうち、事項に規定するものを除く使用料等の額は、別表第1のとおりとする。

2 中期計画第8第1項第4号の表及び第5号の規定する理事長が定める額のうち、産婦人科の診療に係る健康保険算定額によらない使用料等の額は、別表第2のとおりとする。

3 前2項の規定によらない使用料等の額は、その都度理事長が定める。

(使用料等の納期)

第3条 使用料等は、法令に定めがあるもののほか、診療、検査、診断書その他診療に関する証明書の交付等を受けた当日に納入しなければならない。ただし、入院の場合における使用料等は、原則として1月分ごとに納入するものとし、次の各号に掲げる月分の区分に応じ、当該各号に定める日までに納入しなければならない。

(1) 退院した日の属する月の月分 退院の日

(2) 前号に規定する月以外の月分 請求書を発する日から15日を経過した日

(使用料等の減免等)

第4条 中期計画第7第3項の規定により使用料等の減免又は徴収の猶予を受けようとする者は、別に定める申請書を理事長に提出しなければならない。

2 使用料等の減免を受けることができる者は、次のとおりとする。

(1) 診療その他に関し官公署又は公共的団体から囑託があった者

(2) その他理事長において特に必要と認めた者

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

附 則 (平成22年6月11日制定)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年10月10日から施行する。

附 則 (平成30年4月11日制定)

この規程は、平成30年5月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年10月1日から施行する。

ただし、別表第1(第2条関係)中、「人間ドック」及び「脳ドック」並びに別表第2(第2条関係)中、「妊婦定期健診料」、「無痛分娩料」及び「分娩時医療廃棄物処理料」に係る金額については令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年1月1日から施行する。

ただし、別表第2中人工妊娠中絶料の部に一項を加える規程は、令和5年10月1日より施行する。

別表第 1（第 2 条関係）

| 種類                                                                      |                 |    | 単位            | 金額      | 備考                                                 |
|-------------------------------------------------------------------------|-----------------|----|---------------|---------|----------------------------------------------------|
| 特別の療養環境の提供にかかる差額ベッド料(保険外併用療養費)                                          | 入院棟             | 特室 | 1 日につき        | 16,500  |                                                    |
|                                                                         |                 | 個室 | 1 日につき        | 8,800   |                                                    |
|                                                                         | 西棟              | 特室 | 1 日につき        | 16,500  |                                                    |
|                                                                         |                 | 個室 | 1 日につき        | 7,700   |                                                    |
|                                                                         |                 | 個室 | 1 日につき        | 5,500   |                                                    |
|                                                                         |                 |    |               |         |                                                    |
| 他の病院又は診療所からの文書による紹介なしに受診した患者（緊急その他やむをえない事情がある場合を除く。）の初診に係る加算料（保険外併用療養費） |                 |    | 1 件につき        | 7,700円  |                                                    |
| 他の病院又は診療所からの文書による紹介なしに受診した患者（緊急その他やむをえない事情がある場合を除く。）の再診に係る加算料（保険外併用療養費） |                 |    | 1 件につき        | 3,300円  |                                                    |
| 面談料                                                                     | セカンドオピニオンに係る面談料 |    | 1 回 1 時間以内につき | 11,000円 | 保険会社等の面談                                           |
|                                                                         | その他の面談          |    | 30分につき        | 5,500円  |                                                    |
| 人間ドック                                                                   | 日帰り             |    | 1 回につき        | 33,000円 | 検査項目を増減する場合には理事長が定める額を加算又は減算した額とし、契約による場合には契約で定める額 |
|                                                                         | 脳ドック併用          |    | 1 回につき        | 22,000円 |                                                    |
| 脳ドック                                                                    |                 |    | 1 回につき        | 31,900円 |                                                    |
|                                                                         |                 |    |               |         |                                                    |
| 診断書料、証明書料及び意見書料                                                         |                 |    | 1 通につき        | 2,200円  |                                                    |
| 生命保険証明書料                                                                |                 |    | 1 通につき        | 5,500円  |                                                    |
| 更生医療判定記録                                                                |                 |    | 1 通につき        | 5,500円  |                                                    |
| 死亡診断書料                                                                  | 1 通目            |    | 1 通につき        | 5,500円  |                                                    |
|                                                                         | 2 通目から          |    | 1 通につき        | 2,200円  |                                                    |
| 死産診断書料                                                                  |                 |    | 1 通につき        | 2,200円  |                                                    |
| 死体検案料                                                                   |                 |    | 1 件につき        | 5,500円  |                                                    |
| 死体検案書料                                                                  |                 |    | 1 通につき        | 2,200円  |                                                    |
| 死後処置料                                                                   |                 |    | 1 体につき        | 7,700円  | 寝巻き含む。                                             |
| コピー料                                                                    |                 |    | 1 枚につき        | 10円     |                                                    |
| 各種指導教室参加料                                                               |                 |    | 1 回につき        | 実費相当額   |                                                    |
| 診察券再発行料                                                                 |                 |    | 1 枚につき        | 100円    |                                                    |

別表第 2（第 2 条関係）

| 種類              | 単位     | 金額     | 備考               |
|-----------------|--------|--------|------------------|
| 初診料             | 1 回につき | 6,000円 |                  |
| 妊娠反応検査料         | 1 回につき | 3,000円 |                  |
| 妊婦定期健診料         | 1 回につき | 5,110円 | 血圧、尿たん白、尿糖検査を含む。 |
| N S T（胎児モニタリング） | 1 回につき | 2,500円 |                  |

|             |             |           |           |
|-------------|-------------|-----------|-----------|
| 基本分娩料       | 1 胎につき      | 250, 000円 |           |
| 無痛分娩料       | 1 分娩につき     | 120, 000円 |           |
| 分娩料時間外加算    | 1 胎につき      | 10, 000円  |           |
| 分娩料深夜・休日加算  | 1 胎につき      | 30, 000円  |           |
| 分娩料難産加算     | 1 胎につき      | 20, 000円  |           |
| 分娩時医療廃棄物処理料 | 1 胎につき      | 4, 000円   |           |
| 新生児管理料      | 1 胎の 1 日につき | 10, 000円  |           |
| 入院料         | 1 日につき      | 25, 000円  |           |
| 乳腺マッサージ料    | 1 回につき      | 3, 300円   |           |
| 人工妊娠中絶料     | 11週まで       | 1 回につき    | 120, 000円 |
|             | 12週以上       | 1 回につき    | 分娩に準ずる。   |
|             | 経口中絶薬によるもの  | 1 回につき    | 105, 000円 |
| I U D 挿入技術料 | 1 回につき      | 50, 000円  |           |
| I U D 抜去技術料 | 1 回につき      | 11, 000円  |           |
| 卵管不妊手術料     | 1 回につき      | 150, 000円 | 麻酔料を含まない。 |